

条例の検討過程における区民参加・普及啓発について

(仮称) 墨田区協治(ガバナンス)推進条例について、その検討過程における区民参加・普及啓発の充実がその議論となっており、今後、中間のまとめ作成に向けて、「区のお知らせ」、区のホームページなどを媒体とした広報とともに、区民参加については、以下の①～③などの手法が考察できる。

① 区民集会(地域説明会)の実施

地域ごとに、「協治(ガバナンス)」の意義・必要性などとともに当条例の検討内容などについて説明し、質疑応答を行う中、広く区民参加機会の充実に努める。

② シンポジウムの実施

「協治(ガバナンス)」の意義・必要性などについて基調講演を行うとともに、検討委員会委員がパネリストとなって、その検討状況などについて解説し、その普及啓発に努めるなど、区民参加の機会を図る。

③ パブリック・コメントの実施

墨田区長が定める「パブリック・コメント手続に係る基準」を適用(概要については裏面を参照のこと)し、その検討内容について、広く区民から意見等を募集する。

□ (仮称) 墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会設置要綱 第9条 (区民意見の反映)

委員会は、第2条に規定する答申をするに当たっては、広範な区民の意見及び提案を反映させるよう努めなければならない。

参考 第3回検討委員会 資料2 「『区政への参加』について」より

2. 墨田区における区民参加の概要

(2) 区民参加の方法 ② 行政から施策等の案が示された後の取組

参加の方法	特徴
パブリック コメント	計画等の策定過程や規制関連の条例制定過程等で、行政案を公表し、広く住民から意見を募集する。寄せられた意見に対し行政の考え方を公表し、案の修正を含めた検討を行う。
シンポジウム	公開の場で討論や意見交換を行う多数参加型のイベント。住民が運営にかかわる実行委員会方式もある。
公聴会・ 住民説明会	公聴会は法律上開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場であるのに対し、住民説明会は行政が市民に対し事業決定前に計画案として提示し、住民の意見を聴取する場である。

パブリック・コメント手続に係る基準の概要

1 目的

この基準は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、区が積極的に情報を公表し、区民の区政への参画促進を図るとともに、公正で民主的な一層開かれた区政の推進と透明性の高い区政運営に寄与することを目的とする。

2 パブリック・コメント手続

区の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な情報を広く公表し、公表したものに対する区民等からの意見等の提出を広く求め、政策形成過程の中で意見を反映する機会の確保を図り、提出された意見等の概要及びそれに対する区の方考え方等を公表する一連の手続をいう。

3 対象

本手続の対象は、区の長期構想、区政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定などとする。

4 情報公表の時期等

実施機関は、区の長期構想等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ次に掲げる情報を公表するものとする。

- ① 当該計画案及びその概要
- ② 当該計画案を作成した趣旨、目的及び背景
- ③ 当該計画案に関連する資料など

5 情報公表の方法

実施機関は、計画案の情報公表をしようとするときは、次に掲げる方法等により行うものとし、意見等の提出先、提出方法及び提出期限並びに意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

- ① 区のおしらせ
- ② 区のホームページ
- ③ 区民情報コーナー

6 意見等の提出

- (1) 実施機関は、情報公表後、区民が意見等を提出するのに必要な期間として、一箇月程度の期間を確保するものとする。
- (2) 意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクシミリ等の文書等によるものとし、意見等の提出に当たっては、住所、氏名又は団体名等及び電話番号等連絡先の明示を求めるものとする。

7 意見等の取扱い及び公表

- (1) 実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画案についての意思決定を行うものとする。
- (2) 実施機関は、提出された意見等及びその意見等に対する実施機関の考え方(意見等を反映できなかったときは、その理由を含む。)を公表しなければならない。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより意見等を提出した個人又は団体の権利、利益等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

8 基準の適用

本基準は、平成14年4月1日から適用する。

(参考) 第2回検討委員会 資料2をもとに作成

(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例検討委員会検討フロー

